

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律（平成十七年六月二十二日法律第六十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。